

鳴門市文化会館及び鳴門市健康福祉交流センター 指定管理候補者募集に関する質問への回答

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
1	募集要項 1ページ 2. 対象施設について	鳴門市文化会館と鳴門市健康福祉交流センターでは、休館日及び開館時間が違うとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、指定管理候補者の選定後に協議をする中で、休館日、開館時間等について変更を加える可能性はあります。
2	募集要項 2ページ 2. 健康福祉交流センター(1)設置目的	健康福祉交流センターの新たな設置目的「市の子育て支援拠点として、未来を担うすべてのこどもの健やかな成長を後押しすること」について、従来目的の「市民の健康の保持増進及び福祉の向上並びに市民相互の交流を促進すること」に「子育て支援拠点」を追加された(従来目的と並行した設置目的)と理解してよろしいでしょうか。	健康福祉交流センターは、今回の施設改修を受け、その設置目的を従来のものから、新たに「市の子育て支援拠点として、未来を担うすべてのこどもの健やかな成長を後押しすること」に変更することとしています。
3	募集要項 2ページ 2. 健康福祉交流センター(2)施設内容等	健康福祉交流センター南側等に屋外用の遊具を設置提案する事は可能でしょうか。遊び場の利用者が定員に達した場合などを想定した質問です。	業務仕様書3. (1)③に提示する「遊び場機能&多目的スペース」エリアの設計、整備費用については、資料②「鳴門市健康福祉交流センター改修工事 検討図面」7～8ページに示すC工事範囲と、各階歩廊部の整備を対象とします。 なお、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金等、指定管理者の負担による屋外用遊具の設置提案は可とします。
4	募集要項 2ページ 2. 健康福祉交流センター(2)施設内容等	鳴門市健康福祉交流センターの利用時間について、条例では下記のとおり定められております。 ・開館時間:8時30分～21時(第5条) ・談話交流室の使用時間:8時30分～17時 ・休館日:12月29日～1月3日 一方で、今回新たに整備予定の「遊び場(子ども向けスペース)」については、条例上の具体的な利用時間の定めは今後定められると考えております。 そこでお伺いします。 遊び場の利用時間については、条例に準拠する必要がございますでしょうか。あるいは、本提案においては指定管理者の裁量で柔軟に設定可能とお考えでしょうか。 市として何らかの基本方針・制限等がございましたらご教示ください。	「遊び場機能&多目的スペース」エリアの利用時間については、指定管理候補者の選定後に協議して決定します。
5	募集要項 2ページ 3. (2)指定管理候補者としての期間	指定候補者期間中の交通費などはどのような扱いになりますでしょうか。	募集要項5ページ「5. 業務の範囲」(1)に規定する指定管理候補者が行う業務とあわせて、別途、市と委託契約を締結する開館準備業務等の中で費用を賄うものとします。
6	募集要項 3ページ 3. (4)指定期間	リスク区分表では「リニューアルオープンの遅延」のリスク分担について「協議」の欄に○がっていますが、募集要項P3には、開館予定の変更について「～市はそれに伴う補償は一切いたしません」と記載があります。令和9年6月1日にオープンする想定で収支計画を作成しますが、市の都合により令和9年6月1日より開館が遅れたとしても、一切の営業補償を行わないのでしょうか。	施設の開館日については、指定管理候補者の選定後に協議し決定するものとし、その後に収支計画を作成、指定管理料の調製を行う予定としています。 その後に指定管理者の責めに帰すことができない事由による遅延が生じた場合のリスク分担については、双方協議のうえ対応を決めるものとします。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
7	募集要項 3ページ 3. (4) 指定期間	ホールの予約は通常1年前には予約を開始するものですが、リニューアル後の開館が遅れた場合、予約済みの利用者への補填についても指定管理者が全て負うという認識で間違いはないでしょうか。 また「変更の時期については事前に協議」とあるが何ヵ月前といった明確な時期を設定できないでしょうか。	指定管理者の責めに帰すことができない事由による遅延が生じた場合のリスク分担については、双方協議のうえ対応を決めるものとなります。 施設の開館日の変更に関する協議については、その事由が生じた時点で遅滞なく行うものとなりますが、協議の時期を明確に設定することは難しいと考えます。
8	募集要項 3ページ 4. 文化会館(2) 基本方針	管理区域外である親水公園等周辺エリアとの日常的連携を活かすうえで、周辺エリア独自の活性化予算との連携も見据えたご提案も可能でしょうか。	将来的には、そういった連携を行う可能性はありますが、今回の提案に関しては、指定管理料の範囲において、より魅力的な提案を期待します。(自主事業を含め、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金や、公的補助金等を活用することによる事業の拡充も提案可)
9	募集要項 3ページ 4. 文化会館(2) 基本方針	「市民の広場」として新たな「にぎわい創出」に向け、貴市にてバス路線やバス停の新設等も検討されておりますでしょうか。	公共交通は移動手段という側面だけでなく、まちづくりの一環として検討すべきものですので、同エリアに対する市民ニーズの高まり等とともに検討を行っていく予定です。
10	募集要項 4ページ 4. 健康福祉交流センター(2)「遊び場機能&多目的スペース」エリアの基本方針	遊び場&多目的スペースについて、「動のエリア」「静のエリア」「市民のたまり場」の3つの機能があるが、どの部屋に割り振るかについて指定はないものと考えてよいのか。	お見込みのとおりです。 市では、1階西側を「動」のエリア、同東側を「静」のエリア、2階東側を「市民のたまり場」機能を備えたエリアと想定していますが、提案にあたっては、それらの配置を自由に変更してよいものとします。 ただし、実際に整備する内容については、提案のあった内容を基に市、指定管理候補者、その他の関係者とが協議して決定します。
11	募集要項 4ページ 4. 健康福祉交流センター(2)「遊び場機能&多目的スペース」エリアの基本方針	「動のエリア」「静のエリア」について、対象年齢の指定はないものと考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項 5ページ 5. (1) 指定管理候補者が行う業務	施設の開業準備業務として、予算の範囲内で別途、市と委託契約とありますが、予算は決まっているのでしょうか。また、担当者等の常駐は不要となっておりますが、業務量によって、常駐が必要であると候補者が判断した場合、常駐に係る経費は協議可能でしょうか。	指定管理候補者が行う業務のうち、文化会館に係る経費については、令和7年度当初予算に予算を計上しています。(約2500万円) また、「③遊び場スペースの空間設計・整備等」に要する経費や、それ以外の健康福祉交流センターに係る経費については、指定管理候補者の選定後に改めて予算計上を行う予定としています。 担当者等の常駐に係る経費については、協議によりその負担割合等を決定するものとなります。
13	募集要項 5ページ 5. (1) 指定管理候補者が行う業務	「指定管理候補者が行う業務」は、別途市と委託契約を締結するとありますが、選定されるまでの間の委託料等の金額は決まっているのでしょうか。	指定管理候補者が行う業務のうち、文化会館に係る経費については、令和7年度当初予算に予算を計上しています。(約2500万円) また、「③遊び場スペースの空間設計・整備等」に要する経費や、それ以外の健康福祉交流センターに係る経費については、指定管理候補者の選定後に改めて予算計上を行う予定としています。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
14	募集要項 5ページ 5.(1)指定管理候補者が行う業務	「指定管理候補者の期間については、担当者等の常駐は不要」とありますが、業務の量によっては打ち合わせやコピーなど事務所機能が必要となる可能性があると考えられます。その場合は、仮事務所などを設置できるスペースをお貸しいただくことは可能でしょうか。	基本的には民間等の貸事務所をお借りいただくことになると考えております。
15	募集要項 5ページ 5.(1)指定管理候補者が行う業務	「指定管理候補者が行う業務」に「協議・打ち合わせへの参加」がありますが、具体的に拘束される頻度や時間等は決まっているのでしょうか(例:週1回の会議出席等)	文化会館、健康福祉交流センターともに、2週間に1回程度の頻度で、それぞれ設計・施工に関する定例協議を行うこととしております。指定管理候補者には、それらの会議や分科会、その他指定管理候補者が行う業務に関する協議・打合せにご参加いただく予定です。
16	募集要項 5ページ 5.(1)指定管理候補者が行う業務	「指定管理候補者が行う業務」に「器具・備品・什器等の選定」とありますが備品台帳の整備・作成等も指定管理候補者の業務となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	募集要項 5ページ 5.(1)指定管理候補者が行う業務	指定管理候補者の期間については担当者等の常駐は不要との記載があるが、令和8年4月から担当者常駐が必須という認識でよいが。 またその人数については業務内容とともに、選定後に協議にて定めるという認識でよいが。	常駐の開始時期及びその人数については、指定管理候補者の選定後に協議して決定します。
18	募集要項 5ページ 5.(1)指定管理候補者が行う業務	令和8年4月から竣工・引渡しまでの期間は、準備室の設置やイベントの企画制作など開館前ならではのイレギュラーな業務が発生することが見込まれる。これらの業務にかかる経費は初年度の指定管理料に含む前提で、選定後に協議にて定めるという認識でよいが。	お見込みのとおりです。
19	募集要項 5ページ 5.(2)指定管理者が行う業務	指定管理者が行う業務(2施設共通)に「施設、設備、備品等の維持管理に関する業務」との記載がありますが、本件における建物・設備の維持管理業務については、別途、包括管理(指定管理者の業務外)の業務範囲になるかと思いますが、指定管理者の業務範囲とされる維持管理業務をご教示ください。 また、指定管理者の業務範囲として、法定資格者の選任や必要な資格者の配置などがあればご教示ください。	募集要項9ページ「7. 施設の管理運営に関する費用等」(3)、(4)に記載のとおり、舞台照明・舞台機構・舞台音響設備、遊具等の維持管理や、ピアノ・遊具・システム保守等については、指定管理者の業務範囲とし、電気・空調・給排水・衛生・防災・建築附属設備の維持管理や、環境衛生管理・植栽管理は指定管理者の業務範囲外としています。 なお、上記以外の項目が生じた場合には、指定管理候補者の選定後、市との協議の中で対応を決定するものとします。 また、資格者の選任・配置に関しては、法令、業務仕様書等に基づく有資格者等を適切に選任・配置することとしてください。
20	募集要項 5ページ 5.(2)指定管理者が行う業務	「指定管理者」に指定後は施設の管理運営等に関する業務を行う」とありますが、指定された後は貸館受付が始まるオープン日の1年前以前であっても常駐者を置かなければならないとの認識でよろしいでしょうか。また、オープン日までの間の貸館受付等で勤務しなければならない受付時間は定められているのでしょうか。	常駐の開始時期、開館前の勤務時間・受付時間については、指定管理候補者の選定後に協議して決定します。
21	募集要項 5ページ 5.(2)指定管理者が行う業務	両施設を含む周辺エリア一体とは、両施設の敷地や撫養川親水公園であると考えておりますが、このエリア内で自主事業等を行う場合は、鳴門市都市公園条例で定められております「行為の制限」の他、その他制限事項や禁止事項等がありましたらご教示いただけますと幸いです。	自主事業等の実施にあたっては、鳴門市都市公園条例(平成14年鳴門市条例第28号)及び同施行規則(平成14年鳴門市規則第27号)、その他法令・規則等に則った利用を前提とします。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
22	募集要項 8ページ 6. (6)その他	従業員専用の駐車場は確保されていますでしょうか。	従業員用の駐車場としては、管理エリア図に示す駐車場等をご利用いただく予定としていますが、専用区画の設定等については、指定管理候補者の選定後に協議し決定するものとします。
23	募集要項 8ページ 6. (6)その他	駐車場の路面整備は、今回貴市にて実施される改修予定範囲に含まれていますでしょうか。	駐車場の路面整備については、令和7年度に実施する外構設計の中で検討することとしております。
24	募集要項 8ページ 7. (1)指定管理者の収入とするもの	指定管理者の収入として「④その他の収入」に、「広告料収入等」と例示がありますが、鳴門市様と協議のうえ了承を得られれば、管理施設内や敷地内での広告物等の設置は可能でしょうか、ご教示いただけますと幸いです。	当該項目における「広告料収入」としては、指定管理者が発行するパンフレット、機関紙等への広告掲載料等を想定しています。施設、敷地内への広告物等の設置の可否については、指定管理候補者の選定後に協議して決定します。
25	募集要項 8ページ 7. (2)指定管理料	総務省の「指定管理者制度の導入に関するガイドライン」では、人件費や物価の変動に応じた指定管理料の調整(スライド)について配慮することが望ましいとされていますが、本事業においては以下の対応が想定されているかご教示ください。 (1) 最低賃金改定や物価上昇に伴う人件費・物品費等の増加に対して、指定管理料にスライド調整を行う制度は設けられていますか？ (2) 指定管理期間中におけるスライド調整の申請タイミングや回数に制限があれば教えてください。	(1)現状、鳴門市では、指定管理料のスライド調整に関する制度は確立されておりません。 (2)スライド調整の申請タイミングや回数等についての定めはありません。
26	募集要項 8ページ 7. (3)指定管理料に含める項目	自主事業に係る収支は原則として指定管理者の責任とされていますが、予測困難な社会情勢(例えばエネルギー価格高騰、資材費・外注費の高騰等)によって収支が著しく悪化する場合、何らかの調整・支援措置(協議の場合など)が設けられていますか？	指定管理料の積算時には予測し得ない外的要因により、指定管理者の収支が著しく悪化する場合は、指定管理者からの申し出に基づき協議・検討を行うものとし、市が必要と認めた場合は何らかの調整を行うこととします。
27	募集要項 9ページ 7. (3)指定管理料に含める項目	指定管理料の項目には記載がありませんが、法人に係る管理経費についても、指定管理料の支出に含める項目として協議させて頂くかたちで間違いはないでしょうか。	法人に係る管理経費が必要な場合の取り扱いについては、指定管理候補者の選定後に協議して対応を決定するものとします。
28	募集要項 9ページ 7. (4)指定管理料に含めず市が支弁する項目	ここに掲げる項目に従事する事業者については指定管理者と協議の上、市が委託契約を行うという認識で間違いはないでしょうか。また、業務や人員配置についても全て委託業者が実施し、費用は業者から市に直接請求されるということでしょうか。	お見込みのとおりです。 事業者の公募条件、仕様等について、指定管理候補者と協議のうえ決定し、入札等により事業者を決定する予定としています。
29	募集要項 10ページ 7. (5)指定管理料の上限額算定に用いた収入・支出の想定(参考)	市が想定している指定管理料(上限額)や10～11ページの想定人件費については、指定期間中の賃金の上昇や物価の高騰を踏まえた積算となっているのでしょうか？今後の賃金の上昇や物価の高騰についての市の考え方や対応策についても合わせてご教示ください。また、10～11ページに想定されている文化会館及び健康福祉交流センターの人件費の積算根拠をご教示ください。	今回の公募にあたり提示している想定人件費については、現行のトレンドによる積算を行っております。指定管理候補者の選定後、指定管理料の積算を進めていく中で、人件費の高騰等を反映する予定としています。 指定期間の開始後、想定以上の著しい人件費の高騰等があった場合には、市と指定管理者との間で協議し、指定管理料の見直しを行うものとしませんが、その際には、利用料金収入の状況や、その他の管理運営経費の見直し等も含めて、双方誠意をもって対応を検討するものとします。 人件費の積算根拠については、募集要項7. (5)に提示している支出の想定をご確認ください。

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
30	募集要項 10ページ 7. (5)指定管理 料の上限額算定 に用いた収入・支 出の想定(参考)	文化会館、健康福祉交流センター共に指定管理料に事業費が計上されておりますが、実施する事業の内容や回数に指定はありますでしょうか。	業務仕様書5ページ3. (2)文化会館の「① 文化芸術の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務」及び健康福祉交流センターの「①「遊び場機能&多目的スペース」エリアの運営に関する業務」に記載のとおり。
31	募集要項 10ページ 7. (5)指定管理 料の上限額算定 に用いた収入・支 出の想定(参考)	指定管理料の中で見込まれている「修繕費」につきまして、軽微な物品・修繕に関する費用と記載されておりますが、具体的にどの程度の内容が「軽微な修繕費」として扱われるのか、基準や方針がありましたらご教示いただけますと幸いです。	業務仕様書4ページ3. (2)②オに記載のとおり、1件当たりの金額が50万円未満(消費税及び地方消費税を含む)の小規模修繕は、原則、指定管理者の負担によるものとします。
32	募集要項 10ページ 7. (5)指定管理 料の上限額算定 に用いた収入・支 出の想定(参考) ① 文化会館	想定の利用料金収入を作成した際の、想定の項目、想定の単価、各部屋の稼働率などご教示ください。	文化会館の利用料金収入の想定に関しては、平成29年度～令和元年度の平均利用実績に対し、四国エリアに存する1000席以上の公立文化ホールの利用料金平均相当額を用いて算出しています。
33	募集要項 10ページ 7. (5)指定管理 料の上限額算定 に用いた収入・支 出の想定(参考) ① 文化会館	参考想定額では事業収入と事業費の収支差額は概ね1,000万円ですが、提案時点では、事業支出はおおむね2000万円程度を想定するという理解で宜しいでしょうか。(極端な例になりますが、収入200万円 支出1,200万円でも、その逆の収入3,000万円 支出4,000万円でも、指定管理料には変動が出ないため)	ここで提示した事業費額は、あくまで指定管理料の上限額算定に用いた目安の数値となります。 募集要項7. (2)に掲げる指定管理料の範囲において、より魅力的な提案を期待します。(自主事業を含め、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金や、公的補助金等を活用することによる事業の拡充も提案可)
34	募集要項 11ページ 7. (5)指定管理 料の上限額算定 に用いた収入・支 出の想定(参考) ② 健康福祉交流 センター	想定の遊び場入場料を作成した際の、想定の項目、想定の単価、各部屋の利用人数などご教示ください。	健康福祉交流センターの遊び場入場料の想定に関しては、入場者数を平日50名、休日100名と仮定し、同規模同種施設の利用料金トレンドを用いて算出しています。(乳幼児、障がい者、市民への割引も一定程度考慮した。)
35	募集要項 11ページ 7. (5)指定管理 料の上限額算定 に用いた収入・支 出の想定(参考) ② 健康福祉交流 センター	「遊び場」の入場料収入は年間800万円と想定していますが、入場料や入場者数などの試算の根拠となる数字をお教えいただけますでしょうか。	健康福祉交流センターの遊び場入場料の想定に関しては、入場者数を平日50名、休日100名と仮定し、同規模同種施設の利用料金トレンドを用いて算出しています。(乳幼児、障がい者、市民への割引も一定程度考慮した。)
36	募集要項 11ページ 7. (5)指定管理 料の上限額算定 に用いた収入・支 出の想定(参考) ② 健康福祉交流 センター	②健康福祉交流センターの収入について「遊び場入場料」のみ記載があるが、多目的スペースおよび大会議室を有料で貸し出すことに制限があるのか。	大会議室については、これまで原則無料で貸し出しを行い、営利目的等で使用する場合に限り使用料を徴収しています。 施設改修後の大会議室、多目的スペースについても同様の取り扱いを想定していますが、具体的内容については、指定管理候補者の選定後に協議して決定します。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
37	募集要項 11ページ 7. (5) 指定管理料の上限額算定に用いた収入・支出の想定(参考) ② 健康福祉交流センター	鳴門市健康福祉交流センターの整備計画において、図面上では以下のスペースが、主に利用者(子どもと保護者)の活動ゾーンとして整備されるものと認識しております。 1階: 屋内遊び場(動)および(静) 2階: 多目的室 このうち、1階の「屋内遊び場(動・静)」については、共通の入場料による利用を前提とした運営が想定されているものと理解しております。 一方、2階の多目的室については、図面や仕様書上での利用目的や料金区分が明確ではありませんが、保護者が自由に利用可能な「無料ゾーン」として開放される想定であると理解しております。 つきましては、以下の点についてご確認をお願いいたします。 屋内遊び場(動・静)については、共通の入場料設定を前提とした提案で差し支えないか。	提案は自由としますが、2階東側を含む「遊び場機能&多目的スペース」エリアの最終的な利用料金設定については、指定管理候補者の選定後に協議して決定します。
38	募集要項 11ページ 7. (8) 利用料金の設定	(8) 利用料金の設定について、鳴門市民割引等、一般価格と差をつけて料金設定することは可能でしょうか、ご教示いただけますと幸いです。	可能です。 最終的な割引設定の可否、具体的な内容については、指定管理候補者の選定後に協議して決定します。
39	募集要項 12ページ 7. (8) 利用料金の設定	「利用料金は指定管理候補者選定後に引き続き検討」とありますが、P9で示された健康福祉交流センターの遊び場入場料収入8,000千円は、1Fの屋内あそび場が有料施設となるとの認識でよろしいでしょうか。また、収入の積算の考え方を教えてください。	お見込みのとおりです。 健康福祉交流センターの遊び場入場料の想定に関しては、入場者数を平日50名、休日100名と仮定し、同規模同種施設の利用料金トレンドを用いて算出しています。(乳幼児、障がい者、市民への割引も一定程度考慮した。)
40	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	提出書類に含まれる直近2事業年度の決算書等について、会社の決算が6月であるため、その場合、R4・R5の決算書等の提出でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
41	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	付属書類「直近2事業年度の事業報告書、財産目録、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの」・「申請日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書」について、決算期の都合により、指定年度の書類提出ができない場合、提出可能な直近年度の書類を代替として提出してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	3月決算・6月株主総会のため、直近年度(令和6年度)分の事業報告書及び財務書類、今年度(令和7年度)の事業計画書及び収支予算書が4月25日までに提出できません。 事業報告及び財務書類については令和4年度・5年度分、事業計画書及び収支予算書については令和6年度分の提出でよろしいでしょうか。	左記の場合、事業報告書及び財務書類については令和4年度・5年度分、事業計画書及び収支予算書については令和6年度分の提出で構いません。
43	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	提出書類一覧の附属資料について、「直近2事業年度の事業報告書、財産目録、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの、法人以外の団体にあっては財務状況書類」とあるが、弊社の決算時期の都合上令和6年度分の決算書類が間に合わないため、令和4年度及び令和5年度分の提出としても問題ないか。 またその場合、過去3年間に国税及び地方税の滞納が無いことを証明する書類は、令和3～令和5年度分の提出で問題ないか。	問題ありません。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
44	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	地方税については本店所在地についての納税証明書でよろしいでしょうか。また、滞納がないことを証明する書類が発行できない自治体の場合、納付(納入)すべき額、納付(納入)した額及び未納額等を証明する書類でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	国税の納税証明書は法人の場合、その3の3でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	提出書類一覧の附属資料のうち、登記事項証明書、納税証明書は製本1部として、各種証明書の原本提出は必要か。	原本を1部、コピーを9部ご提出ください。
47	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	指定管理者申請書、応募表明書、共同事業体構成員届出書、共同事業体協定書、誓約書は押印が不要でしょうか。	指定管理者申請書、応募表明書、共同事業体構成員届出書、誓約書については押印不要としますが、共同事業体協定書については押印が必要です。
48	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	5年間の長期にわたる指定管理期間において、物価・人件費の上昇を見込んだ収支計画を立てる必要があります。提出する収支予算書において、将来的な物価上昇・人件費増加分を予測して経費に上乗せすることは可能ですか？ 令和7年度10月、令和8年度最低賃金引上げ等	今回の公募にあたり提示している想定人件費については、現行のトレンドによる積算を行っております。指定管理候補者の選定後、指定管理料の積算を進めていく中で、人件費の高騰等を反映する予定としています。 なお、指定予定期間に属する各年度の施設の管理に係る収支予算書については、指定管理候補者の選定後に調製するものとし、今回の応募期間中に提出する必要はありません。
49	募集要項 15ページ ○提出書類一覧	付属書類「定款、寄付行為、規約又はこれらに相当する書類」・「登記事項証明書」について、登記事項変更手続き中の場合、登記変更申請中であることを示す書面の添付により代替してよろしいでしょうか。	登記事項変更手続き中の場合、登記変更申請中であることを示す書面の添付により代替することも可とします。 その場合、手続きが完了次第、遅滞なく、必要書類を提出することとします。
50	募集要項 16ページ ○提出書類一覧 ※	指定管理期間における物価、人件費等の上昇分の積算について指標となる数値若しくは参照すべきデータがあればご教授ください。	現時点で想定している具体的な指標等はございません。協議を行う中で採用する指標等についても決定することとします。
51	募集要項 16ページ 9. (6) 提出書類について	任意様式で提案する事業計画の中に収支計画は記載する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	募集要項 16ページ 9. (6) 提出書類について③	①～③の順番は任意でよろしいでしょうか？	①文化会館、②健康福祉交流センター、③周辺エリアの順としてください。
53	募集要項 17ページ 10. (1) 審査方法等	6月上旬にプレゼンテーションになっております。事業計画等の受付最終日からプレゼンテーションまで時間がありません。参加表明した企業には、決定していなくても、1ヶ月位前にはプレゼンの候補日などお伝えいただくことは可能でしょうか？	プレゼンテーションの日程については、6月上旬としておりましたが、改めて日程を調整した結果、6月25日(水)もしくは26日(木)となる予定です。 各応募事業者には、5月23日(金)までに通知する参加資格審査結果の中で、具体的な日時をお伝えする予定です。
54	募集要項 17ページ 10. (1) 審査方法等	プレゼンテーションの出席者について、総括責任者の出席が求められておりますが、指定管理候補者選定前(明確な立ち位置がない)段階においては、実質的な内示が難しく、本事業に係る部門責任者(総括責任者の上席予定者)の出席をお認めいただけますでしょうか。	総括責任者の選定が難しい場合は、本事業に係る部門責任者の出席に代えることも可とします。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
55	申請様式集 様式第1号 指定管理者指定 申請書	添付書類「5 役員の名簿」に関して、様式の指定がありませんが、任意様式で作成し、添付すればよろしいでしょうか。	役員名簿に関しては、申請書様式第5号「法人等の概要書」（共同事業者での応募の場合は同様式第8号「共同事業体構成員概要書」）をもって代えるものとします。
56	申請様式集 様式第1号 指定管理者指定 申請書	添付書類5「役員の名簿」とありますが、募集要項の提出書類一覧には記載がございません。「様式第5号 法人等の概要書」に役員の記載欄がございますが、これとは別に「役員の名簿」の提出が必要でしょうか。	役員名簿に関しては、申請書様式第5号「法人等の概要書」（共同事業者での応募の場合は同様式第8号「共同事業体構成員概要書」）をもって代えるものとします。
57	申請様式集 様式第1号 指定管理者指定 申請書	添付書類3「前事業年度の事業報告書、財産目録及び貸借対照表、収支決算書」とありますが、前事業年度(1期分)ではなく、募集要項P15に記載の通り直近2事業年度分(2期分)でしょうか。	事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書、損益計算書又はこれらに類するもの(法人以外の団体にあっては財務状況書類)については、直近2事業年度分(2期分)をご提出ください。
58	申請様式集 様式第5号 法人等の概要書	「過去に運営した同種・類似施設の実績」「現在運営している同種・類似施設の実績」の記載は各3件まででしょうか。実績が多い場合は枠を増やして4件以上記載することは認められますか。	「過去に運営した同種・類似施設の実績」及び「現在運営している同種・類似施設の実績」に関しては、「過去…」、「現在…」それぞれ各3件までを記載できるものとします。
59	申請様式集 様式第5号 法人等の概要書・ 様式第8号 共同事業体構成員概要書	役員について本籍地の記入を求められていますが、記載は必須でしょうか。 人権や個人情報保護の観点から、当社では本籍をいただいております。本籍を取得するための説明が必要のため、本籍が必要な理由を具体的に明示お願いいたします。 なお、他自治体においては、反社チェック等においても本籍を求められることはありません。取得するために必須の場合、番地等の記載まで必用でしょうか。	役員名簿への本籍地の記入は求めないものとします。同名簿には、役職名・氏名・生年月日・住所のみを記入してください。
60	申請様式集 様式第6号 共同事業体構成員届出書	「共同事業体事務所所在地」は現時点では決められないため、仮で代表企業の事務所住所を記入してもよろしいでしょうか。	共同事業体の事務所所在地が、応募申請時点で決定できていない場合は、代表事業者の所在地を記入しても構いません。 なお、共同事業体の事務所所在地に変更があった場合には、遅滞なく、同様式を再度提出することとさせていただきます。
61	申請様式集 様式第7号 共同事業体構成員表	「共同事業体における役割」を記す欄がありますが、こちらは選択肢から選ぶのではなく、業務仕様書の業務内容を例に、当方で自由に記述してよろしいでしょうか。指定の選択肢がありましたらご教示いただきたいです。 または、共同事業体責任分担表の「業務分担」に記載する内容を記述するのでしょうか。	「共同事業体における役割」に記載する内容は自由に記述していただいて構いません。 また、様式第9号別表「共同事業体責任分担表」の「業務分担」とまったく同じ記述内容とする必要はありませんが、整合性は取れるようにしてください。
62	申請様式集 様式第8号 共同事業体構成員概要書	「現在運営している同種・類似施設の実績」項目の「携わっている立場及び運営上の特徴」欄が小さく、特徴を記載すると1事業ごとの枠が大きくなってしまいます。こちらの様式について2枚以内に収める等、枚数の制限はありますでしょうか。 また、現在運営中の店舗しかないため、過去の実績項目を消し、そこに現在運営中の店舗の実績を記載してもよろしいでしょうか。	「過去に運営した同種・類似施設の実績」及び「現在運営している同種・類似施設の実績」の記載内容が多く、同欄中に書ききれないという場合については、「過去…」、「現在…」について、それぞれA4サイズの任意様式3枚以内に別途記載して提出することも可とします。 なお、この場合は、様式第8号の同欄中に「別紙参照」と記載すること。 また、同実績に関しては、「過去…」、「現在…」それぞれ各3件までを記載できるものとします。
63	申請様式集 様式第8号 共同事業体構成員概要書	役員の情報に関し、住所及び本籍地記載欄がありますが、どちらかのみで記載で宜しいでしょうか。	役員名簿への本籍地の記入は求めないものとします。同名簿には、役職名・氏名・生年月日・住所のみを記入してください。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
64	申請様式集 様式第8号 共同事業体構成 員概要書	役員氏名等の記入について、「本籍地」は会社 法上の登記の記載事項として定められていな い為、把握しておりません。 本籍地を除いた、役職名・氏名・生年月日・住 所の記入としてもよろしいでしょうか。 (※本回答にて本籍地の記載をお求めの場合 は、理由について、お示しください。)	役員名簿への本籍地の記入は求めないものと します。同名簿には、役職名・氏名・生年月日・ 住所のみを記入してください。
65	業務仕様書 1ページ 2. (1)業務の実 施に必要とされ る職員を適切に 配置すること。	鳴門市健康福祉交流センターにおける施設運 営時間について、条例では開館時間を「午前8 時30分から午後9時まで」と定めていること を承知しております。 一方で、遊び場の運営時間については、指定 管理者による設定が可能である場合、以下の 点についてご確認させていただきたく存じま す。 ・遊び場の利用時間終了後に、当該日に会 議室等の予約がない場合、施設全体を閉 館(施錠)し、職員の配置を省略することは 可能か。 ・あるいは、条例上の開館時間(21時)に準 じて、夜間まで職員を常駐させる必要が あるか。 市としての運用方針がございましたら、ご教 示いただけますと幸いです。	基本的には、対象施設の開館時間中は、職員 を配置し、市民等の利用に供していただく想 定としておりますが、具体的な施設の運用に ついては、指定管理候補者の選定後に協議し て決定します。
66	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理 候補者が行う業 務	指定管理者候補者が行う業務については、別 途委託契約とありますが、指定管理料及び「遊 び場機能&多目的スペース」エリアの設計、整 備費用とは別で委託料が発生するという意味 でしょうか。 その場合、⑤のオープン前からの広報・宣伝・ 営業活動や⑥のホームページの開設や予約シ ステムの構築にかかる費用など、開業準備係 る費用については指定管理料に含めない(委 託料に含む)ということでしょうか。	令和7年度中に発生する業務については、指 定管理料とは別に、委託契約を締結し対応す るものとし、また、指定期間中(令和8年度以 降)に発生する業務については、指定管理料に より対応するものとします。 ただし、「遊び場機能&多目的スペース」エリア の設計、整備費用については、その履行期間 にかかわらず、別途委託契約を締結し対応す るものとします。 なお、施設開館までの指定期間における指定 管理料については、指定管理候補者の選定後 に協議し、その業務内容にあった額を設定す るものとします。
67	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理 候補者が行う業 務	「指定管理候補者が行う業務」の「③あそび場 スペースの空間設計・整備等」の提案は、工事 費用等の詳細も提案が必要でしょうか。	工事費用等の詳細を記述することを必須とは しませんが、記述することを制限するものでは ありません。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
68	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理候補者が行う業務	「③あそび場スペースの空間設計・整備等」に「遊び場機能＆多目的スペース」内装工事(床壁)とありますが、C工事にあたる工事範囲及び ①床の耐荷重制限 ②天井からの吊り構造の可否 ③電源容量およびコンセントの位置 ④給排水設備の引き込みの可否 また、A工事で行う改修工事後の平面・立面・その他詳細について図面データ(CADデータ)の提供はして頂けますか？	・C工事にあたる工事範囲 → 資料②「鳴門市健康福祉交流センター改修工事 検討図面」7～8ページに示すC工事範囲のとおり ・床の耐荷重制限 → 建築基準法の集会室(その他)の積載荷重に同等です。一部、1階東棟の既存倉庫部分は、一般的な倉庫の積載荷重となっております。部分的に荷重が大きなものを設置する場合は、要協議とします。 ○ 1階西側・東側、2階東側 → 床用3500N/m²、小梁用3500N/m²、架構用3200N/m²、地震用2100N/m² ○ 1階東棟 X3-4 Y2-3の一部 → 床用3900N/m²、小梁用3900 N/m²、架構用2900N/m²、地震用2000N/m² ・天井からの吊り構造の可否 → 可としますが、各階の天井と上階の床との合計荷重の制限は上記の値となりますので、提案にあたっては、その点について考慮を行い、安全側で検討を行うものとしします。 ・電源容量およびコンセントの位置 → 1階西側の回路は分電盤より、20回路は分岐が可能です。 1階東側の回路は分電盤より、8回路+5回路(分電盤が分かれます)は分岐が可能です。 2階東側の回路は分電盤より、4回路+5回路(分電盤が分かれます)は分岐が可能です。 いずれも照明、一般コンセントは設計で含んでいますので、除外して結構です。 1回路1kW程度の負荷と考えてください。 ・給排水設備の引き込みの可否 → 可 ・改修工事後のCADデータの提供 → 改修工事の入札前資料となりますので、指定管理候補者の選定後に資料を提供し、具体の検討を行うものとしします。 ただし、実際に整備する内容については、提案のあった内容を基に市、指定管理候補者、その他の関係者とが協議し、定めるものとしします。
69	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理候補者が行う業務	「③あそび場スペースの空間設計・整備等」に「遊び場機能＆多目的スペース」内装工事(床壁)とありますが、増田友也氏による建築、建物の意匠保護等により、内装工事に関する制限(例:既存の壁面や柱を覆う・装飾の禁止、穴あけの禁止など)はありますか？	提案は自由とします。 ただし、実際に整備する内容については、提案のあった内容を基に市、指定管理候補者、その他の関係者とが協議し、定めるものとしします。
70	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理候補者が行う業務	「③遊び場スペースの空間設計・整備等」でC工事に位置付けされた整備について専門業者に徳島県または鳴門市の建設工事等の入札参加資格が必要となるなどの条件はありますか？	特別な要件を課すことはありませんが、社会通念上必要と認められる要件については課すことがあります。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
71	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理候補者が行う業務	健康福祉交流センター内で指定管理者が必要と考える遊び場スペース以外のフロアの設備・備品についても市が想定した金額に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。 また、指定管理者が管理する屋外に「あそび場スペース」などのサイン看板等の設置は可能でしょうか。	健康福祉交流センターの各階歩廊部については、通行の支障にならない範囲で、遊び場機能等に使用することも可とし、遊具、ベンチ、本棚等を設置する場合、同設置費用は提示した費用に含むものとします。(靴箱等の一般的な什器・備品については含まない) また、屋外へのサイン看板等の設置に関しては、指定管理候補者の選定後に協議・検討し、決定することとします。
72	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理候補者が行う業務	既存の床や壁などの仕上げ材の上から、新たに仕上げ材(例:カーペットの敷設、木材張りなど)を重ねて施工することは可能でしょうか？また、既存の構造柱や耐震補強ブレースに対し、意匠上の工夫として視覚的に覆う(装飾カバー等を設置する)ことは可能でしょうか？	可とします。
73	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理候補者が行う業務	避難経路への干渉を防ぐための基準や、新たな遊具等を設置する際に確保すべき通行幅の最低寸法等について定めがあればご教示ください。	関係法令等に準拠することとします。
74	業務仕様書 2ページ 3. (1)指定管理候補者が行う業務	バリアフリー対応状況(段差の有無、車いす利用者の動線など)に関し、設計時に配慮すべき点があればご教示いただけますでしょうか。	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に定められた性能水準等を参考としてください。
75	リスク区分 1ページ 事情変更	リスク分担表 事情変更 「著しい～」とある著しいの目安をご教授ください。	指定期間中の物価変動・金利変動リスクは、主として指定管理者が負担することとしますが、著しい変動については、指定管理者からの申し出に基づき、国等の通知や各種指標を踏まえて協議・検討を行う予定としています。
76	リスク区分 2ページ 保険加入	「施設の管理運営上必要な保険等の加入」と記載がありますが、前指定管理者における加入されていた保険について教えて頂けますでしょうか。	前指定管理者は、公益社団法人 全国公立文化施設協会が提供する公立文化施設賠償責任保険に加入していました。
77	リスク区分 3ページ ※2	「指定管理者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で必要な保険等に加入する等、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じること。」とされていますが、履行保証保険の加入は必須でしょうか。また、必須の場合、指定管理者候補期間からの加入が必要でしょうか。	施設の管理運営上に支障がなく、損害賠償責任等の履行が確保されるのであれば、保険の加入は必須ではありません。
78	資料② 鳴門市健康福祉交流センター改修工事 検討図面	部屋の面積が読み取れないため、より解像度の高い図面を提供頂くか、「遊び場＆多目的スペース」「大会議室」それぞれの面積リストを頂きたい。	遊び場＆多目的スペース ・1階西側：376.80㎡ ・1階東側：273.01㎡ ・2階東側：255.09㎡ 大会議室：371.09㎡
79	資料② 鳴門市健康福祉交流センター改修工事 検討図面	大会議室については指定管理者の工事範囲外となるが、市で想定している設備・備品等はあるような利用内容に対応することを想定しているか。	施設改修後の大会議室についても、別紙に記載の利用内容と同様の使用を想定しており、その用途に沿った設備・備品等の選定を、指定管理候補者と協議して決定します。
80	資料② 鳴門市健康福祉交流センター改修工事 検討図面	大会議室の収容可能人数をご教示頂きたい。	約300人が収容可能です。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
81	資料⑤ 鳴門市文化会館 管理運営計画 44ページ	文化会館の竣工は令和9年2月の予定だが、指定管理者への引き渡しは何月を予定しているか。 また健康福祉交流センターも同時期と考えてよいか。C工事の開始可能時期を確認したい。	文化会館については、令和9年3月から什器・備品等の搬入、配線工事等を予定しており、同時期から施設・設備の試運転、再開準備を開始する予定であるが、指定管理者への引き渡し時期については、指定管理候補者の選定後に協議して決定します。 健康福祉交流センターについては、令和8年9月に竣工予定であり、同年10月からC工事に着手する予定としています。
82	資料⑥ 管理エリア図	施設外構を利用したイベント等の事業を行う場合、使用できる屋外のエリアは管理エリア図と一致するか。 図ではリューネ広場の一部からエリア外となっているが、どのような扱いなのかご教示頂きたい。	文化会館及び健康福祉交流センター以東の管理エリア外のエリアについては、市管理の撫養川親水公園(リューネブルク広場を含む)と、徳島県管理の撫養川ふるさとプロムナードとなっているが、同エリアについても、イベント等の事業を行う場合に使用できるよう、市において関係機関と調整する方向で検討しています。
83	資料⑧ 健康福祉交流センター市民ワークショップ等の結果	市民ワークショップの資料がありましたが、事業計画書にどの程度まで反映させるべきだとお考えでしょうか。	各事業者様の判断にお任せします。
84	資料⑨ 鳴門市文化会館 指定管理業務決算資料	各年度における【収入の部】の雑収入について、その内訳が分かる資料もしくは内容をご教示ください。	当該資料中に雑収入として決算計上している令和2年度の内訳は、文化庁の文化芸術振興費補助金と事業者繰入金になります。
85	資料⑩ 鳴門市文化会館 の利用状況について	各施設の稼働率について、100%を超える実績が見られます。この稼働率について算出(算定式)における分子・分母(営業日数・稼働枠等)が分かる資料もしくは内容をご教示ください。	各施設の稼働率は、 (各施設の利用件数)÷(当該月の開館日数) により算出しています。
86	資料⑪ 健康福祉交流センターの利用状況について	各部屋の、稼働率、利用者・利用団体の属性、利用用途などご教示ください。	別紙参照のこと。
87	資料⑪ 鳴門市健康福祉交流センターの利用状況について	R4～R6の健康福祉交流センター利用状況について、各施設の稼働率をお示しください。また、稼働率については算出(算定式)の分子・分母(営業日数・稼働枠等)が分かる資料をご教示ください。	別紙参照のこと。 健康福祉交流センターについては、各施設ともに1日を3コマに分けて利用に供しているため、各施設の稼働率は、 (各施設の利用コマ数)÷(開館日数×3コマ) により算出しています。
88	資料⑪ 鳴門市健康福祉交流センターの利用状況について	R4～R6の健康福祉交流センター利用状況について、文化会館と同様に利用料金収入についても分かる資料もしくは内容をご教示ください。	別紙参照のこと。

■ 質疑回答別紙（健康福祉交流センターの稼働率等について）

R6年度稼働率

R7.2末時点

	朝	昼	夜	全体
大会議室	79.6%	75.3%	61.0%	72.0%
中会議室	45.4%	48.5%	31.1%	41.7%
小会議室	16.8%	22.6%	4.6%	14.6%
軽運動場	86.3%	84.8%	74.4%	81.8%
調理実習室	25.3%	29.3%	6.7%	20.4%

R6年度利用者の内訳

R7.2末時点

	行政関連		一般（個人、サークル、企業含む）	
大会議室	53.9%	健診、健康体操教室、阿波踊り練習等	46.1%	各種研修会、合唱、ダンス練習等
中会議室	30.6%	健診、各種教室等	69.4%	フラワーアレンジメント、絵手紙、各種学習会等
小会議室	54.6%	健診、各種会議等	45.4%	各種研修会、カウンセリング等
軽運動場	2.1%	介護予防運動教室等	97.9%	各種ダンス、吹奏楽、卓球、居合道等
調理実習室	52.8%	健診、料理教室等	47.2%	料理教室等

収入状況（大会議室+中会議室+小会議室）

	収入額	備考
R4年度	138,600	
R5年度	99,400	
R6年度	341,600	R7.2末時点